

日時：平成19年2月1日（木）

午前10時～午後0時10分

場所：行政庁舎11階 第二会議室

NPO活動促進室 中村補佐

ただいまから、平成18年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催します。

本日は、小島委員、櫻井委員、佐藤委員が都合により欠席されるという連絡が入っておりますが、大久保委員と増田委員は間もなく出席されると思います。委員会の運営要綱では、委員の半数以上の出席をもって委員会の成立となります。ただいま、7名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立となります。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の三部よりから御挨拶申し上げます。

環境生活部 三部部長

おはようございます。本日はお忙しい中、今年度第2回目の宮城県民間非営利活動促進委員会に御出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろから、NPO活動の支援・促進及びNPOとのパートナーシップの確立に向けて、御指導、御協力をいただき重ねて感謝申し上げます。

さて、県では皆さんにお配りできる段階ではありませんが、「宮城の将来ビジョン」の策定をほぼ終えておりまして、2月の県議会において議論していただいて議決した後決定となります。平成19年度を初年度として10カ年の計画となり、NPOも重要な位置を占めております。NPOとい

う文字が約10カ所くらい出ており、NPOを含めた連携・協働によってビジョンを達成していく位置づけであります。

また、2007年問題ですが、団塊の世代の大量退職を迎えます。県内もそうございます。そういった中で、健康で生き甲斐をもって、地域貢献していく考えを持っている方も多く出てまいりますので、NPO活動の受け皿、活動組織として重要であると期待しているところです。

このような中、本県におけるNPO法人の認証数は、平成19年1月末現在で456法人をかぞえ、解散等した法人もありますが、400を超えており、福祉・まちづくり・環境・子どもの教育などの分野で活動しています。本来、市民に評価されていくべきNPOですが、御承知のとおり、中には不祥事を起こしているNPOがあります。加藤さんなりからもお話をいただいたところですが、NPOだけではなくて、株式会社でも起きている。昨今の食品メーカーの不祥事、今朝の電気事業者のデータ隠し等々を含めると、NPOはむしろ少ないという思いも個人的にはありますが、マスコミさんいらっしゃいますが、何かというとNPO法人と頭をつけて、新聞報道されることもあり、厳しい状況です。そういったなかで、NPO法人について県の行政監査が昨年度実施されまして、健全な特定非営利活動の促進の観点から、適時適切な改善命令の実施と内閣府国民生活局が定め

た「特定非営利活動促進法の運用方針」のような取組みを宮城県も行ってはどうかとの提案がなされております。今回、「運用方針(案)」をお示しいたしますので、忌憚の無い御意見をいただきながら、より良いものにしながら、県としての運用方針を明文化し、今後の認証あるいは事業報告に対する指導などに活用していきたいと考えております。みなさんの積極的な御意見をお聞きしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

NPO活動促進室 中村補佐

それでは、要綱に基づきまして、山田会長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

山田会長

皆さんおはようございます。早速議事に入ります。議事は1件、宮城県における特定非営利活動促進法の運用方針(案)について御議論いただくこととなります。それと報告事項として平成18年度の事業の進捗状況ということでございます。早速、運用方針に係る御説明を事務局からお願いいたします。

NPO活動促進室 神田班長

NPO活動促進室の神田でございます。先ほど部長からも話がありましたが、最も大きいきっかけは、行政監査です。前回の促進委員会で、一番最後に若干触れさせていただきましたが、もう一度、運用方針を制定するに至った経緯から説明いたします。資料は になります。このペーパーを主に使用して説明させていただきます。制定の経緯ですが、平成17年度宮城県監査委員において、いわゆる社会福祉法人・学校法人、そしてNPO法人を所管している課室に対して、法人の設立・指導監督につ

いて行政監査を実施しております。監査の内容は、1番目指導監督事務の執行体制、2番目行政手続法に定める標準処理機関・審査基準・処分基準の設定状況はどうか、3番目申請に対する処分・不利益処分はどうか、4番目事業報告書とその情報開示がどうか、5番目事業報告書等を提出しない法人に対する指導内容、6番目として事業報告書を提出しない法人に対する指導内容、最後に不祥事・苦情等が県に寄せられた場合にどのような対応をしているのかの7点の観点から法人の所管課室の担当職員が聞き取りを受けています。事務局及び委員とのやりとりがありました。その結果として、1点目事業報告書を提出しない法人、提出しても不完全・不適切な内容の法人に対しては、適切に指導しなさい。2点目がNPO法人の不祥事に対する対策として、内閣府が制定したNPO法の運用方針が適切であるとの判断の下、県においても同様の対応をしなさい。第3点目がNPO法42条に基づく改善命令については、県が任意に徴収した資料に基づき、法令ないし定款等の違反が無くても運営が著しく不適切であるとの判断をする場合には県は改善命令が出来るので、適時適切に改善命令を行うこと。この3点の監査結果としての報告がございました。この報告を受けまして、NPO室としましては、単に唯々諾々と受け入れたわけではなく、例えば内閣府が定めているNPO法の運用方針は新たな基準を設定したものではなくて、主たる目的とする場合の主たるはどの場合を指すのか、その他の事業について支障のない限り行うことが出来る、という規定についてどういう場合を以て支障がないと認めるかについて、国語的な解釈として表した例である。それから、NPO法の設立認証は同じ法律を基にしており、認証する側で違う基準を使うものではなく

て、基本的な法律は同じであり、内閣府と他県と比べても緩くし、不祥事を起こしやすい法人が設立しやすい環境になっていることではない。

また、市民への説明要請自体は行政指導です。この行政指導については法的根拠がない。内閣府においても守る守らないは、法人側の自由であるとはっきり謳っている。実際に行政指導についてはこの方針を定めない限り出来ないものではないんです。実際に当時不祥事がございまして、県としては運用方針がない状況でもNPO法人は説明する責任があるので、それに基づいて、父兄・保護者に説明をしてくださいと、要請した経緯があります。第4点目NPO法人自体一律の考え方だけで括れないものがある。事業形態、それぞれの考え・目的があって活動しているので、運用方針を定めた場合にも、例外規定が多くなり、例外規定がメインになること。以上の点について監査委員の方に議論させていただきました。結果としては、このような形で行政監査から報告書が出てきましたので、内閣府及び他県の状況を見ながら運営方針を定めさせていただきました。

この報告書を受けまして、資料2にございます案を皆さんにお示ししたわけです。制定の趣旨としては何点かございます。第1点がNPO法の解釈を収支予算書・収支計算書の中で示せばこうなりますよとの一つの例であると考えています。2点目が例のとおりになっていなくとも、それを以て違法な状況であるとか、改善を命令するかそういうものではないと考えております。収支予算書の中で示されていなくとも、事業計画書の中で十分に趣旨が読み取れるのであれば考慮していきます。逆に我々が気をつけなければいけないのは、収支予算が2分の1を超えていれば何でも良いのか戒めなければならない。例としては、その

他の事業会計が赤字になってはいけないと盛り込んでいますが、逆に黒字になっていれば良いのか。実際は赤字なのに、会員から過度に寄附を受けたり、理事が穴埋めのためにお金を入れて、結果として黒字になっていけば、収支計算書の中では基準を満たしているが、実質的にはおかしいと考えております。ですからあくまでも一つの例であり、実質的な内容を見てNPO法の趣旨からしてどうなのかを考えており、これだけを以て機械的な審査をするものではありません。

運用方針については、事前に皆様にお示しして意見をお伺いしました。本来であれば事前に御説明をして、意見をお伺いすべきところでしたが、日程の関係でこの文章だけをもって、御判断をいただいたことから、かなりシビアな意見を頂戴しております。運用方針案につきましては、内閣府と同じになっておりいかなものかとの御意見もいただいておりますが、NPO室として始めから内閣府ありきではありません。確かに参考にさせていただきましたが、制定している6県程度の中では、芯の部分では内閣府を踏襲しているし、各項目毎に例外規定を設けている状況です。県としてそのような定め方をしなかった理由としては、NPO法人の場合は一律に括れない、様々な活動であるので、例外規定が相当数想定されます。例外規定を設けると、それに当てはまらない例外はどうなのか、班で検討した中では、この事例はどうか、こういった事例はどうか議論を深めましたが、項目毎に例外規定を設けるのではなく、前段で例外規定を網羅させて、各項目の解釈においてそれを斟酌する形をとらせていただきました。もう一点が内閣府と同じですが、基本的に内閣府が定めたものについて、NPO法それぞれの国語的な解釈としては誤ったものではないであろう。例えば主た

るものについては、本来事業が過半を超えているというのは当然で、その他の事業は本来事業に支障がない限りという言い回しもその他の事業が赤字になっていればおかしいわけです。尚かつこれ以上緩くすることも厳しくすることもレベルの問題なので、考え方として内閣府の方針案を踏襲したものです。

ここまでが、運用方針を制定した経緯及び趣旨の考え方を説明させていただきました。

それでは、資料に基づきまして、運用方針案を検討した結果について御説明いたします。説明は一括して全ての項目を説明すると、議論のポイントがぼやけてしまうので、それぞれの項目毎に御意見等をいただきたいと思っております。

定款記載事項ですが、設立の認証に当たってお願いしたい事項、それから指導監督に当たって守っていただきたい事項の二つの観点から述べております。

定款記載事項ですが、設立認証に当たって守っていただきたいものなので、認証の基準のみになります。法人の目的、特定非営利活動の種類、特定非営利活動に係る事業、その他当該法人が行う事業の内容が定款上それぞれ具体的かつ明確に記載されていること。という基準であります。説明についてはこちらに記載してあるとおりですので、制定に至った考え方と各委員からいただいた意見に対する県の考え方を説明いたしますので、御審議いただきたいと考えています。

法人の目的及び事業については具体的かつ明確に記載することについては、登記事項でございます。登記の目的は、登記簿を見ることによって取引がある方、何らかの関係を持つようとする方がこの法人は何をす

る法人なのか、どんな目的を持った法人なのかを容易に知り得るようになるために行うものであるのが一点。法律論的には法人の能力は、目的と事業の範囲の中で、様々な契約や行為能力を持ち得るとというのが法人制度の原則であります。ですから、目的とか定款にないものを本来は行い得ないという建前になっておりますので、この2点の趣旨から出来るだけわかりやすく具体的・明確に記載していただきたいところです。当該法人がやることについて、かなり細かくではなくて、ある程度やるうとすること、やっていることについて、法人の考える範囲で具体的かつ明確にさせていただきたいのが、基準の趣旨であります。

具体的かつ明確にというのを具体的かつ明確にさせていただきたいと委員から意見がありました。もっともであると考えておりますが、NPO法人の場合、それぞれの分野でそれぞれの目的を持って法人の考えるミッションについて、法人がどこまで踏み込んだ活動をしたいのかは法人の考えが最も大きく反映されるものであります。一律にこのように書きなさいと、こちらですぐ思いつくものでもないし、それをそのまま踏襲して書かれたとして、NPO本来の趣旨を損なうことになるので、ここでは、提案として、今回の運用方針については定めっぱなしについてはやめようと考えています。どのように運用したか。この書き方はいかがですか。判断つきかねるような書き方ですね。といった時に御検討いただきたいとした事例について、きちんとノウハウとして蓄積してこの委員会の中で、県として判断つきかねる事例について訂正いただいたものを随時報告させていただき、その積み重ねと委員の意見を積み重ねていく運用の仕方が最も良いと考えて、今回具体的明確な基準ではなくて、実績の基により良いものにしていきたいと考えておりま

す。定款の記載事項については以上です。

山田会長

五つの項目それぞれについて検討していただきたいとの事務局の願いもありますので、今説明のあった、定款の記載事項について皆様から御意見いただきと思いません。

藤田委員

具体的かつ明確とは、どこまでを指すのか御意見申し上げました。申請する場合に定款にきちんと書いてありますよね。それにも拘わらず、なぜこの考え方が出たのかが良く分からないというのが一つと、他の団体がどういった活動をしているのかをみるときに、一行程度では分かりません。大まかなイメージしか分からない。この際に具体的に明確にということであれば、一つの事業活動に対して、例えば100字以内に詳しく書くとかの方法があれば良いのかなと思いました。

山田会長

それに対して何かありませんか。

NPO活動促進室 佐々木室長

委員の皆様の中で、具体的な基準を定める余地があるとの御意見が多数になれば、書き方も含めて是非教えていただきたいと思います。こちらとして懸念しておりますのは、何字程度でこのように事業の具体的な内容を書けとか、例示として出し過ぎるとそう書いていけばいいんだとか、本来団体がしっかり議論していただいて活動するんだという一番大切な部分を県がこうしているからこう書きますというのは残念であるとの思いがあります。

今まで、認証を申請する団体に対して、書き直してくださいといった事例はありま

せん。誤字・脱字を御指摘したことはありますが、団体の思いが詰まったところだと受け止めて、特段の書き直しの事例はなかったのですが、今後、これを運用する場面は少ないとは思いますが、もしあった場合にはこのような指摘をしたという積み重ねでやっていくしか、事務局としては中々書ききれないということでこのようにさせていただきました。ただ、委員の皆様からその書き方の提案があればさらに検討させていただきたいと思いません。

加藤副会長

いろんな意見がまとまっている資料4を使って進行していただけたら良いのではないのでしょうか。

具体的かつ明確にが、藤田さんとは逆になるのですが、細かい指定をしたり恣意的な運用をされることが良くないと考えているので、そのチェックなり範囲を明確にしてくださいとの質問をしています。基本的に、社会常識的に意味不明だとか、そういう水準できた場合に、何らかの意見を申し上げることが行われることだと思われるので、これをさらに細かく分量・書き方を指示するのは行政としてはかなり難しいのではないかと。むしろ先ほどの御説明で、指導以前というか指導になることもありますが、今までは密室というか、各県での状況を聞きますと、実際にそういうことを受けた団体がぼやいていることを耳に挟む以外に、全部が明らかになったことがないんですよ。都道府県によっては相当違う部分での裁量的な恣意的な運用をされている危険があるので、むしろそれをきちんとやったことを全て促進委員会に出すという制度設計が良いと申し上げたのは、チェックが出来て、判例の積み重ねではないのですが、多数の方が合意できる範囲の中で法が運用されることは大変望ましい。これが出来れ

ば大変画期的である。

山田会長

他にはいかがでしょうか。

小澤委員

通常，法人を運用する際には社会福祉法人であれば模範定款が示されたり，モデル定款を補強されるときには事務通達がきたりしますが，NPO法人では定款を作ろうとしたときに，モデル的なとか実際に書き込まなくてはならないものが情報として伝わっていないと，悪意が無くとも不十分なものになりかねないのではと思います。モデル定款が正しいかは別として，何らかの目安になるものを県として示す方向性が良いか悪いかわからないが，実際に作らなければならない立場におかれたときには，必要になると思う。

あることはある，ワンパターンだが。

大久保委員

具体的かつ明確にしなければならない指導をしたような団体はこれまでに，無かったということでこの案が出されているのでしょうか。

NPO活動促進室 佐々木室長

無いです。定款をどのように作ったらよいかという団体もいらっしゃいますので，やりたいことは決まっているが，定款をどう作るのかが分からない団体に対しては，ひな形みたいなものを用意していますので，これに則って自分たちでやろうとしている目的等を表現してくださいとの話をしています。具体的に書かれたものに対して，ここはわかりにくいとか明確にしてください，細かくしてくださいということは，現

時点では無い。

大久保委員

目的と事業の内容をみる機会がありますが，とても分からないようなボーンとした感じのものがすごく多くて，理解するのが難しいものが通ってきていることから言うと，具体的かつ明確な範囲がすごく広いのだろうけれども，よっぽど指導するようなことが加藤さんがおっしゃるようになっていたら，こういったところで報告していただければ，いろんな意味での判断材料になると思います。

小林委員

NPO法人の事業の場合，目的を達成するための手段の一つであることも多いわけで，事業の形が色々変わり得ることも考えられますので，あまり具体的に書いてしまうと，事業を新しく始めるときに定款を変えなければならなくなるので，強要しないあるいは多少はみ出たところで，法人ではこれをやるとは言っていないではないかとの使われ方をしないことを認めた上で，運用していくことが必要であると思う。

藤田委員

いろんなNPO法人が立ち上がっていますが，本当に市民がチェックするとしたら定款とか事業報告書を見ることで情報公開になるわけですね。定款の場合は長々しく文章に出来ないのでも，短くてこれまでどおりで良いと思うのですが，事業報告書はもう少しわかりやすく書くことを指導していけば良いのではないかと思います。とにかく私達は文章からどういう活動をしているかみるしかないのでも，わかりやすく具体的な報告を徹していただきたい。

山田会長

それでは一につきましては、基本的にはここに書かれているとおりでよろしいと。お二人ほどから御意見がありました、その指導・アドバイスに拘わる内容をこの促進委員会に情報提供して蓄積していくことは大事なので、ここに書かれるのではなくて、内規的なものになりますか。是非やっていただきたいのですが、どのように担保されるのですか。

NPO活動促進室 神田班長

説明のところがありますので、今日いただいた意見を基本的に盛り込む形が一番よろしいと思います

山田会長

それによって、御意見が反映され、それが継承されると言うことになりますね。はい。1番目は以上でよろしいですか。では2番目をお願いします。

NPO活動促進室 神田班長

2番目の特定非営利活動に係る事業ですが、ここから「認証に係る基準」・「報告徴収等の対象となり得る監督基準」の二つの基準を設けております。

認証基準につきましては、特定非営利活動に係る事業の支出規模は、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書において、ともに総支出額の2分の1以上であることが設立の認証に当たっての基準です。

報告徴収等の対象となり得る監督基準は、それぞれNPO法人は設立されるときだけではなくて、その後についても気にとめていただきたい。特定非営利活動に係る事業の支出規模が、2事業年度の収支計算書において連続して総支出額の3分の1以下での状況が続くようであれば、いかがなものかとの考えで定めさせていただきますし

た。

それぞれの考え方としては、NPO法の中で、NPO法人は特定非営利活動を主たる目的とするとの書き方になっています。主たる言葉の意味としては、収支予算書において表すとすれば本来事業が過半を超えていなければならないとの考えのもと、申請段階においては収支予算書が2分の1を超える事業内容をお願いしたい。認証と監督の際に2分の1と3分の1になっているとの疑問が出ますが、当然申請段階においては計画の目安としてお願いしたい。他の法人制度と比べて最も違うのが、とにかく事業が確実に行われたい限りは法人を許可しない、例えば学校法人であれば運営するための建物・土地等が法人の所有になっていなければならない。尚かつ、年間運営費の4分の1以上の現金を持たない限りは認可しない基準になっています。社会福祉法人も同じです。ですから確実に法人が認可されると事業が行われたいことはあり得ない建前の元に認可しています。NPO法人はそれまでの実績を問いません。徒手空拳で何かやりたい方が、こういう事業がやりたいとのことで申請にきます。県としては県の基準からみて公共性があるなしではなくて、特定非営利活動という法律で定められた活動の種類に入っているかどうかを判断基準とします。その後、NPO法人を立ち上げた際に、その事業が確実に実施されるかどうかは次の問題になってきます。実際にそのとおり実施できないことも普通に考えられると思いますので、計画と同じ2分の1を当てはめるのはいかがなものか。尚かつ1年目に思ったとおりに行かなくとも、それを基にして次の展開が図られれば、改善の余地は出てきます。2年続けて同じような低調とか、ニーズがなかったとか、堅いと考えていたものがそれほどでなかった場合に、事業のあり方・法人のあり方を

御検討いただきたいというものとして、2期連続で3分の1、低調である場合はいかがですかというふうなお話をしたいので2分の1を超えとか、3分の1以下であるとの意見を設けさせていただきました。

資料4の委員からの意見ですが、こちらとしては、「設立当初の事業年度」の部分に、わかりやすく予算書・計算書を入れていただきたいとの意見がありましたので、意見の通り訂正させていただきました。兵庫県の場合は、この基準を満たさない合理的な理由があれば、基準を満たさなくとも由とする項目が入っていますが、宮城県も同様の規定を設けたらどうかとの意見もありました。県として前段の中で、認証及び報告徴収の基準に当たっては様々な状況を勘案すると謳っていますので、各項目に当てはめさせていただいて、出来るだけ法人の活動を阻害しない方針として制定し、運用していきたいと考えております。今回、皆さんに口頭での説明無しに、意見を照会しました。説明した後であれば、違った意見もあったかと思えます。これについては、事務局としては調整不足で申し訳ないと思っています。県が制定した法人に文書として見せた場合に、そういうふうな取り方をするとするのは、県として非常に参考になりました。ですから県の思いは文章で書かれていなければ、法人の方はそのようにとってしまうのがよく分かりましたので、今回いただく意見を出来るだけ盛り込んで、思いがきちんと伝わるようにしたいと考えています。

山田会長

皆さんの意見を入れて表現したこと、兵庫県で記載されている内容に関しては、全文に趣旨が盛り込まれるので、基本的に皆さんの御意見を反映してこの形にしたいとの御提案ですが、いかがですか。

よろしいですか。2番目に関してはこれでお願います。

それでは3番目お願いします。

NPO活動促進室 神田班長

その他の事業の(1)経営について御説明します。認証基準ですが、その他の事業の収支予算書において、設立当初の事業年度及び翌事業年度ともに赤字計上されていないこと。が設立に当たってお願いしたいのが1点。その後の監督の基準として、その他の事業の収支計算書において、2事業年度連続して赤字計上されている場合。先ほどと同様に、支障がない限りを国語的に表すとすれば、その他の事業に赤字があるのはこれを埋めなければならず、その補填先が本来事業に使われるべきお金なり人手・予算がその他の事業に費やされてしまうのは本末転倒ですと考えこの基準としました。設立の際には2事業年度、報告徴収の際にも2期連続ということで、中々計画と実績がそのとおりに行かない場合もあると思われま。ですから1期赤字であっても翌年度どうなのか。2期3期と続くようであれば、本来事業を傾注したらよいのではないかと趣旨でございます。

これについて、資料4の委員の意見ですが、事務局としても悩んだところですが、秋田県と東京都と同様に本来事業からその他の事業に繰り入れてもいけないとの規定を設けてはどうかとの意見がありました。どちらがよいかどうかではないのですが、県として意見を取り入れなかった理由としては、本来事業から繰り入れるのであれば、その前の段階で当然赤字の状況ではないのか。その他の事業が黒字なのに、本来事業から繰り入れるのは考えられないので、繰り入れる前の段階で、赤字と想定して、第1項の県の定めで規制というか、いけないと判断出来るのではないかと考え、原案

として示させていただきました。

山田会長

趣旨は、その他事業による赤字を本来事業で補填するのは問題であろうとのことで秋田県・東京都の表現もあるとの御指摘はありましたが、この表現であれば疑問もクリアされているとのことで提案されています。いかがでしょうか。

よろしいですか。それではこれも原案どおりでお認めいただきたいと思います。

それでは、次をお願いします。

NPO活動促進室 神田班長

(2) 収益ですが、認証基準は「その他の事業の収益は、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れられていること。」、報告徴収の対象となる監督基準として、「その他の事業の収益が、2事業年度の収支計算書において連続して特定非営利活動に係る事業会計に全額繰り入れていない場合。」の二つの項目を示しております。法律の趣旨としてその他の事業の収益については特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならないとの規定がありますので、この考え方をするのが当然です。その他の事業で得た収益は、本来事業のために使用することですので、繰り入れられていない場合は、繰り入れられるべきではないのかということです。法の解釈としては非常に明確なんですけど、資料4の委員の意見としてありましたのが、設立初年度の収益、翌事業年度の収益について実際に繰り入れるのは翌年度ではないのか。法人として全ての決算が終わり税務申告して、その他の事業として繰り入れられるのは、当然確定した後ですから、翌事業年度にならざるを得ない。これはこのとおりです。非常に悩んだところですが、

実際の運営としてはそうならざるを得ない。県として2事業年度分の予算書について法律で明確に決められているものですので、このために3年目の書類を提出させるのは法律を逸脱する。参考資料ではどうかという部分もありますが、この運用方針を定めのために、NPO法人に過大な負担を強いるのは本末転倒だと思いますので、県としては基本的にその他の事業の収益を繰り入れる意思表示をするのは収支予算書でしかない。理事長さんが繰り入れると言っても、書類で表され設立総会に諮られ、書類として確認出来ないと、県としては判断できない。法人の意思を表示する書類であること、法律上2事業年度分の予算書の提出を求めていることからして、実際の繰り入れについては翌年度にならざるを得ないと思いますが、県として確認し得るものとしてこの書き方でやらせていただきたい。実際の申請の中で、この書き方をしている法人はあります。収益事業で50万円の収益が出て、その年度に繰り入れる収支予算書が提出される法人もあります。

山田会長

繰り入れの年度がずれることがあるので表現は難しいが、これでいかがとの御提案です。いかがでしょうか。

加藤副会長

私の意見です。2年度分のうちの初年度分の事業の計画書には当然繰り入れることを書いていること自体が、予測たたないのでおかしくて、2年目の予算書に1年目の利益が予測として書いてある状態であれば、いいという判断で運用していただければ問題はありません。

山田会長

いかがでしょうか、これでよろしいです

か。(2)の収益についても御了承いただきました。4番目の管理運営についてお願いします。

NPO活動促進室 神田班長

認証基準に際しましては、「管理費の総支出額に占める割合が、設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書においてともに2分の1以下であること。」が認証に当たって考慮していただきたい項目です。報告徴収の対象となりうる監督基準としては、「管理費の総支出額に占める割合が、2事業年度の収支計算書において連続して3分の2以上である場合」と定めさせていただきました。資料2の方針案に印で管理費とは事業費とはを記載していますが、純粋な意味での管理費の考え方からすれば、一般的に事業費が多くなり、事業費の中で管理費が賄われる形が望ましい。それが事業費がほとんど無くて管理費ばかりになっているという管理費自体について、役員報酬や理事会の開催経費等を予定していますので、単に何もしないで理事が報酬だけを受けるといったものでは、利益の分配・非営利の考え方からどうでしょうかという考えで、事業費と管理費の割合について基準を設けました。監督基準の中で2事業年度の考え方は、事業自体低調な場合に管理費が基準を超えてしまう場合もあるので、そこを考慮して2事業連続してと定めております。

委員の意見として、事業費と管理費について適切な説明をして欲しいとのことですが、事務局としては印部分で考え方を記載しておりますので、これで読み込めるのではないかと考えています。実際、管理費と事業費について区分は難しい。文書の上から管理費・事業費を明確に分け、事業費が管理費を上回っているとなりますが、実際の運営として、明確な区分は難しいので

考慮して欲しいとの意見でございました。県としましては、委員の意見のとおりと考えております。

事業費と管理費については、事業年度が終了していない法人を除く約300法人の事業報告書について事業費と管理費を調べたところ、収支計算書が明確に区分されているのは数十法人でありました。その他は言葉として分かれてはいますが、実際には事業費に行くべきものが管理費に含まれているなどが見られました。あくまでも、事業費と管理費について単に区分もなく何でも可とするのではなく、考え方として区分があって、事業費に多く振り分けることで対応していただきたいとの考え方で設けさせていただきました。実際は純粋に摘要し、今後の提出分について区分けをして出させるとは考えておりません。考え方を気にとめていただきたいと考えています。

何をやりたいか分からない状況で相談にこられる方がいます。法人化して何かやりたいとのことなのですが、よく分からないという場合に明確にという基準は生きてくるのではないかと。これは会社で行うのではないのか。いくら事業費と管理費に分けていても、内容等として会社維持の部分が最近目についておりますので、これまで認証してきた法人についてこれを厳密に行いどうのこうのと言うよりは、極端な法人について考え方を示し、事業を実施するためであって、役員報酬をもらうためではないのですよということを出せるだけ説明させていただくような運用があってしかるべきとの考え方のもとに基準を提示させていただきました。

山田会長

管理費と事業費の区分が難しいことはありますが、NPOのありようと一つの目安にもなり得るとのことです、こういった扱い

で基準を示したらどうかとの御提案ですが、いかがですか。

加藤副会長

細かくしても例外規定が増える側面と、実運用上県の表明された姿勢をきちっとしていただくことが一番適切かなと。他県の例ですが、200万円くらいでボランティアさんが多い団体に対して、事務所の電気代を事業毎に振り分けなさいと指導している県及び税理士の団体、支援センターが三つ巴になって主張している県があるんですが、事業毎に按分しろと細かく指導されて泣いている現実がもう一方であります。ですから、管理費と事業費に分けることは、一見綺麗で格好良いのですが、分けること自体100%正しいとは限らないし、どういう分け方をするかについて団体さんが説明しやすく納得しやすい事業をしやすい規模で使っていただくことが良いと思います。せんだい・みやぎも100%分けていない。事業によって使い分けをしていて、全体に書いているものと事業費として単独で出しているものがある。どうしても団体の成り立ちや契約関係で、そうせざるを得ないものがあるのが一つです。もう一方で完全に分けている決算書を拝見しますが、ひどいのは受託で20万円の事業を県から受けている、事業費支出20万円と書いてあるだけという、中身は何も書いていない決算書や、委託を3本受けていればそれが書いてあって、会費収入があり若干の支出が書いてあるだけの決算書が出ていて、これを読んで全然分からない。むしろ明細が全てオープンになれば分かる。問題を起こした法人なので調べたのですが、そういった決算書が出ていた。どうしても形式的に統一すれば、問題が解決するわけではないことを運用上、御理解いただいて、先ほど御発言いただいていると理解して、これで

よろしいのではないのでしょうか。

藤田委員

管理運営に関しての案としてはこれでよいと思います。気になった点がありまして、説明のところで、管理費は役員の報酬職員の人件費などNPO法人内部に還元される傾向が強いものであるとの部分には違和感を感じたのですが、今の御説明で企業に似たような法人も出てきたとの危惧から文章の表現になったかと思うのですが、真っ当にやっているNPO法人にとっては内部に還元されるものではなくて、正当に仕事をしてそれいただいているものと思っていますので、違和感を感じました。

大久保委員

うちの団体もしっかり分かれておりません。分けること自体も組織が小さいときからそのように思ってもいませんでしたし、事業を展開していくうちに分けるべきものが見えてきて分けるようになってきましたが、まだまだなっていない。特に消耗品とか分けにくいものをいったい事業に分かれている事業だけではなくて、たくさんものを行っている場合にそれを分散すること自体が、活動の中でしっくりいかない。そこまで要求しないとの趣旨で書かれていることはよく分かります。無駄なのは、書かれていることを前面に打ち出して主張されてしまっただけは困るということだと思います。話をよく聞いている中で、これを基本としているけれども、実態とここのところとの違いを理解して指導していくのであればいいのですが、方針としてこうなっているからと全面に打ち出される対応をしていかないことが一番重要なことです。行政の方は人事異動で頻繁に変わりますので、残っていくものが何かといったら文章だけです。ここが一番重要だと思います。前

段で言っているところを特に重点的に基本とすることの申し送りが重要だと思います。

木村委員

皆さんの意見と同様です。民間企業を経営している立場で非常に今厳しくなっていますし、その厳しくなっている民間企業がNPO法人にすごく興味を抱いてNPO法人に切り替えようかなと考え、事業の性質上でやっていくところが出てきています。現実的に本当にNPOを分かっているのかしらと思う部分もありながらも、そういった相談があると思いますし、手続が得意な方ですので相談しないで、法人を立ち上げる場合が多々あると思われるのですが、藤田さんが懸念されてはいましたが、私は逆の面で懸念しています。違和感を覚える団体もありますが、これを利用して役員報酬をある程度とるとか、多少見えてきておりますので、この説明の部分で書き方を変えていただいたのは非常に良いと思いました。管理費については、2分の1以下であることの基準を出すことはとても良いことである。社団法人青年会議所の専務理事をしていたときにも、県の監査を受け非常に厳しい御指摘を頂戴したのですが、管理費が事業費を上回っているとか、今の法人は多くなってきています。事務所を構えると賃貸料や諸経費が多くなるため、本来の事業費よりも管理費が多くなることはまずいと思いますので、非常に良い基準を設けていただいたと思います。

小林委員

管理費と事業費を分けるのが難しいとの皆さんの意見なので、例示をしていただいたのは良いと思う。内部に還元されるとの表現は余り良くないが、不正が発生しやすいところが、事務所費ですか役員報酬の

部分であり、法人になれば家族の持ち物を借りられる、契約を結ぶので不正が発生しやすいところを阻止するために、若干この規定は必要だと思います。事務所の中で、一部事業をしているところもあります、託児事業など、それは按分して事業費に入れて良いとか、その部分を話をするかどうか難しいところで、事業でどちらに繰り入れるのかは、助成金をもらう際も家賃補助は事務所及び事業に使っている部分で按分して助成金をもらう場合もあるので、指導も必要であると思う。

山田会長

管理運営に関してもこのような表現で良からうということでした。ただ、運用上の配慮がきちんと伝わるように、同時にきちんと継承されていくことで、この内容をお認めいただくことになるとはと思いますが、これではよろしいですか。

5 その他の認証事務の運用について、お願いします。

NPO活動促進室 神田班長

基本的にはこれまでお話ししていたものについては、設立認証とその後の報告徴収監督事務のところですが、それ以外にもNPO法人としては、定款の変更等が事務としてあります。それについては、事業内容の変更をするときは収支予算書・事業計画書を2事業年度分を添付書類として提出していただいていますので、これまで説明させていただいた内容を敷衍させていただいて、参考にさせていただくのが1点。定款変更についてこの文言を入れましたのは、添付された定款が勝手に変わっている場合があります。定款変更については変更の箇所を見させていただいて、それ以外に変わっている箇所について定款の認証を受けていない旨連絡して、変えるのであれば、

今回の変更に合わせて変えてください、変えないのであれば前の定款に戻して申請するような実務的な運用をしておりますので、この文言を入れさせていただきます。

山田会長

これにつきまして何かありますか。
よろしいですか。

それでは、市民への説明要請についてお願いします。

NPO活動促進室 神田班長

資料2の4ページにございますが事前にお送りしておりますので、全て読むのではなくて、委員の方の意見について県の考え方を中心に説明します。

(1)の市民への説明要請を実施する場合の口ですが、事業報告書等の全部又は一部が提出されていなかったり、不完全な書類しか提出されていない場合に、県として市民への説明要請を実施しますとの書き方になっています。これについて、不完全な書類とは何というものが1件、何を以て不完全とするのか所轄庁が不完全と思えば不完全なのかとの意見でありました。基本的にはNPO法で提出すべき書類が規定されていますので、それ以外にNPO法の中で、さらにこういう内容を書いてくださいと規定されている書類があります。役員名簿については役員報酬の有無、社員名簿は10名以上の社員の名簿との規定を設けております。所轄庁として不完全と判断するのは、必要な記載事項が記載されていない場合が第1点。第2点として明らかに間違っている書類として具体的には、収支計算書の計算が間違っている場合、貸借対照表の内容を具体的に敷衍した形で財産目録が作られませんが、金額が一致しない事例などは書類作成の趣旨を説明させていただき、貸借対照表は資産 = 負債 + 資本なので左右両辺は合

計が合わなければならない。などの簿記の原則を説明させていただきながら、事業内容に踏み込むのではなくて、形式的な範囲内で訂正いただけるのであれば、訂正いただくことで、これを以て不完全な書類と捉えて、即市民への説明要請を行うのではなくて、口頭でお願いして、考え方記載の方法を説明させていただいて対応するので、全く出さないもの等について対象になると考えております。

続きまして、(2)の市民への説明要請の内容ですが、委員の意見としましては、特段ございませんでした。一部書き方等について意見がございましたので、それについては訂正をさせていただきました。

(3)市民への説明の方法についての委員からの意見として、申請者が説明要請をする方法として説明文書の掲示、ニュースレター等への掲載等意見をいただきましたので、そのとおりと考えて追記させていただきました。

次が、(4)監督における「市民への説明要請」の活用ですが、単に説明要請するのではなくて、報告徴収・改善命令などの様々な段階において、説明要請の形でオープンにしていきたい。説明要請を行う趣旨は、NPO法自体閲覧縦覧の制度を設け、市民の監視機能を設けている割には、本当の情報が各情報センターにはあるのですが、ツールとしてもっとオープンでなければいけないとの反省から、運用方針・説明要請を使ってオープンにしていきたい。県が評価するのではなくて様々なツールを使ってオープンにした中で、市民が善し悪しを評価していく一助になればとの考えで規定させていただきました。

山田会長

(1)から(4)までで御意見いただきました。基本的には委員の皆様の御意見、

特に(1)の不完全なという考え方については説明いただきましたし、(3)市民への説明方法については例示を追記していただいております。何か質問等あればいただきたいと思っております。

加藤副会長

事業報告書について、県の記載例自体が不完全であると考えていて、総会や理事会の開催を記載する例示がされていない。例示自体が紙一枚という問題と、内容がないということがあって、実際の事業の総会・理事会での団体側での決裁・承認を受けていない書類が県に出ているのが多い。一枚だけとか書き直されて出ている。根本的に藤田さんが懸念されたように、事業報告書をきちんと総会で議決をし、県に提出されるようにすることが、説明要請に直接関係あることではないのでお書きになっていないようですが、何らかの形でそのところを担保していただきたい。内容に関与するよりも、記載例をもう少し変えないといけないのと、皆さんがあまりにも記載例にとられすぎて、約6割近い団体が紙1枚しか出ていない現実があるので、それを改善しないと、長年活動されている団体も総会の議決事項ではないものを県に出しているのは、例示のせいなので、これを改善することがないと事業報告書の問題は改善されないと思われました。併せてお願いしておきます。

大久保委員

加藤さんの意見に同感です。現場で団体の情報を知りたいとあけてみると、紙1枚で1年間何をしたのか、事業名と人数と額が書いてあるだけで、これがどれだけの効果を出し、どれだけの人を巻き込んだのが全然見えない報告書が並んでいる現実を見ると、この団体がどういったことをやっ

て、どんな波及効果を出しているのかを説明するにも難しいようなところについては、項目の整い具合の問題以前に、公開する点から大事に団体の活動を表に出すことを重要視していないのではないかと思います。我々は何をやったかですので、きちっと伝えられるような、相手が見て分かるような書類が出るのが普通であると考えれば、1枚でことが足りるとすることは阻害していることになります。1枚ですら書けない団体がある現実も分かりますが、総会をすることが前提になっていきますので、そこに出された文書が、それで済んでいる団体は、会員が納得しているかどうかですよ。それで仕方ないとしても、書き換えてということをなん団体もやっていたら、もったいないことである。是非総会に出された具体的な内容のものが出されて然るべきだと思います。もう一つ、事業性が強調されていて、運用している組織のガバナンスのあり方の表明も見えてくるのが妥当だと思っています。

藤田委員

加藤委員・大久保委員の意見と全く同じなのですが、具体的にお話ししますと、平成12年度NPO法人ができあがったときに県からいただいた冊子を見て、報告書の書き方が分からないので、それを提出してしまうんです。それで良いんだと思って書いておりました。この際、何年も経過していますので、新しく県でモデル例として、改めて出されてはいかがでしょうか。あるいは冊子が大変であれば、事業報告書のひな形を作られるとありがたいのですが。

NPO活動促進室 佐々木室長

おっしゃるとおりだと思います。県から敢えて言わなくとも総会にかけたものが出てきているとの前提で、受け取らざるを得な

いですし、法律上総会を開くことになって
いますので、それは当たり前に行っている
と思っています。まだまだ、実態として書
けない団体も見受けられるのではないかと
いうことを踏まえまして、設立に当たっ
ての相談をしていく中で、団体に対して注
意喚起をしていきたい。これまでは敢えて書
くことではないと考えておりましたが、総
会に出された事業報告書を期日までに速
やかに提出してくださいというような広報の
仕方に努めたいと思っています。

事業報告書のひな形に関しては、いた
だいた御意見を踏まえて、こちらとして
も考えたいと思います。こちらで作成した
ひな形が良いのかどうか、それに沿って
形式的なというか中身の分からないもの
が出てしまうようではしょうがないので、
どういったやり方があるのか、御指導
いただければありがたいと思っています。

小林委員

総会・理事会の記載がないところは、
様式を変えて、分かるような形を出して
いただくのと、自分たちの事業報告書を
県のものに合わせて書き換えるのは大
変な作業なので、何枚かにとりまとめた
様式を表書きとして、後は団体での総
会資料・事業報告を添付することで良
いのではないかと思います。そうした
場合、ものすごい分量になるので、
それをどのように活かすのか、保管
するのか県で御苦労されると思
いますが、情報が1カ所に集まる
ことは良いことと思っています。

加藤副会長

基本的には表書きもやめていただ
きたい。県が出しているのは記載例
の1枚に過ぎないので、それにほと
んどの団体の方が拘束されている
ことが大問題であって、自由な
創意工夫も何もないわけです。他の団

体を調べる気も起きないわけです。
その害が日本中を覆い尽くしている
ことに対しては、大きな危機感を、
はっきり言ってNPO法が骨抜き
になっている状態なのです。だから、
厚かろうが何であろうがその団
体が自分の総会にかけて自分の会
員にアカウントビリティを発揮した
事業報告書を出すべきであること
と、どんなものが事業報告書とし
て書かれるべきかということにつ
いては、記載例ではなくて別の方
式で、プラザもあるし、一方で支
援も行っているの、そのことを切
り分けて欲しい。そうしないと、
その紙にみんなが支配されること
を繰り返す。現にそうなっている。
大変ひどい状態になるので、こ
れは改めるべきだと思います。記
載例は廃止した方が良く基本的
に思っています。

藤田委員

その考えもすごく良く分かるので
すが、いろんなNPO法人がいる中
で、事業報告書すら出せない団体
やどう書くのか分からない団体も
あると思います。そのような団体
は勉強に来ればいいじゃないかと
おっしゃるかもしれませんが、基
本的には総会に提出した資料でも
OKと書いてて、尚かつ一例とし
て書き方を書いていただいた方
が報告書を作成する者にとっては、
とっても助かる。書類を作成する
時にモデルがあると書きやすい
ので、2~3種類でも結構ですが、
モデルは必要だと思います。

加藤副会長

それは、プラザの仕事で認証窓
口の仕事ではないと思います。二
つあるんです。そこを分けないと
同じことです。

任意団体の時から事業報告書
を書いていますよね。それで良
いんですよ。それは何も悪くない
んです。

小林委員

自由な記載であって、そこから拾って、県のNPO活動の全貌が分かるような、ものが県なりプラザなりで出来ていれば良いんですね。そこが手つかずである。見るのに便利のように同じ形に揃えて欲しいというような思いも役所側にはあるのではないかと。ないのであれば問題ないのですが、自由な記載の1枚1枚を本当に読み取ってもらっているのかどうか、出す側としては期待しているところです。ですから、その思いの掛け違いがない形で討議していくことが必要だと思います。

大久保委員

どんな形にしるひな形を出すと、必ずそれを使って出さなければならないとの感覚は、皆さんお持ちだと思います。何パターンかあれば一番簡単な方法のものしか採用しないと思います。自分の団体がどれだけのことをやったかの最低限のことは盛り込むようにとのアドバイスが良いのではないかと。わからないなら聞くことが当然で、指導を受けることは当然だと思います。それも出来なくて書けないのは、責任を全うできないのではないかと思います。量の話ではなくて、どういうふうを書くかの話なので、2ページであっても10ページであっても構わないですが、自分の団体がどれだけやったかを市民に訴えるためのページなので、自己流で構わないと思います。何をやったかは当然入れる必要があるのもそれは最低要件だと思う。それらがあまりにもないことが問題だと思います。1枚のペーパーで分かっているんだったら、それで市民の方が理解できる内容であるなら問題ないが、ほとんどが分からない状態なので、それではNPOの発展に繋がっていかないと思う。何をやったかをしっかり伝えることは、NPO理解の第一歩なので、そ

こを丁寧に発信して行くことが重要です。加藤さんのようにたくさんのページで報告されて、丁寧に発信されるところがたくさん増えてくると、閲覧している県域8カ所でそれだけのペーパーを出す大変さはあるけれども、それでNPOを理解してもらえれば、さらに進んで行く方向だと思いますので一番大事です。

NPO活動促進室 神田班長

行き着くところは、県の提示の仕方だと思います。あった方が良い別の意見としてない方が良い。ひな形を総会に諮るときに、法人としてこれで良いと諮るところと、県が示した様式なのでこれでしか示せないと言われたのでは、NPO法人の総会に基づいての部分が阻害される。全く書き方が分からない、暗中模索の中で他の法人も参考にしながら、必要な部分を記載する法人も否定するものではないです。県として事業報告書の記載例について、初期のNPO法人、いろいろ伝えたいNPO法人など様々ですので、一律にひな形が良い悪いよりは、それをどのようにきちんと発信していくかに落ち着くと考えています。何通りかあれば良い意見、何通りかあっても一番簡単なものという議論として広がり出すので、NPO法人の認証を担当する者として、決して総会にかけられた資料がきた場合に、それを様式が違うから駄目ですということではないです。総会にかけられた資料の中で、個人情報があります。思いを込めているので様々な情報があります。これについても一つひとつ確認しながら、閲覧に供して良いか配慮させていただいて閲覧に供しています。ですから、全て様式を押しつけているわけではないところは理解していただきたい。様式を示せばそのとおり書くのは心情であると考えている。大久保委員が発行しています、月刊ゆるるの12月号の中で、

県からのお知らせがあります。県としては、御指摘があったように、事業報告書1枚よりも総会で御提示いただいたものを出すのが当然ですと、想いを伝える貴重なツールで、そのために県がおかれている状況ですので、そのところを書かせていただいたものを、何かの機会に情報発信しておりますし、今後もそういった意味で情報発信させていただきたいと思っております。ひな形についても変更するかどうか、運用方針を定めましたので、ガイドブックはそのままではありませんので、見直しの中で、発信の仕方等を検討させていただきたいと考えております。

山田会長

それでは、市民への説明要請につきましては、この方向で進めていただきます。報告書の位置づけ、特に多様性を理解していただくとか、そもそも報告書がなぜ市民への説明ツールとして大切なのか認識していただく指導が大事であるとの御意見もいただきました。それは今後、別に用意するもの等で実現していくこととか、実際の運用のところ、例示するものについて工夫するということ、御検討いただく方向でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

最後に市民への説明要請を実施する判断基準についてお願いします。

NPO活動促進室 神田班長

個々の実情に応じ個別に判断することになりますが、件数・属性・合理性等を判断します。件数については、複数の者から5件程度等との内容になっております。委員からの意見としまして、5件程度について、3件程度でどうか、2件あったら調査に入ってくださいとのことでした。県の対応として、例えば1件の情報であってもNPO法に違反しているおそれがある場合、理事長

・関係者を呼んで指導しているところで、その次の説明要請として行う場合には、5件程度くらいが妥当と考えています。5件まで待つのかとの心配については、5件に拘わらずNPO法に違反していれば、県として指導すべき対象であるとして指導してきましたし、これからも指導していくので、この件に関しては原案のままとさせていただきました。

山田会長

5件について意見があったとのことですが、それ以外に対するケースも存在することで、書類上はこれでどうかとの提案ですが、いかがですか。

よろしいですか。

この判断基準につきましても御提案のとおりにお認めいただきたいと思います。

運営方針につきまして、内容そのものはこれでお認めいただいて、県が考えている方針の趣旨については、きちんと伝わるようなやり方をさせていただきたい。細部についても、運用上工夫が必要なもので、その適切な運用をしていただく。その方法がきちんと継承されるようにしていただきたい。そして、結果的にNPOの支援特に促進に繋がっていくようなものであっていただきたいとの皆さんの御意見だったと思っております。細部につきまして、この書類の中にはないのですが、事業報告書の提示の仕方あるいは指導促進の仕方について工夫をお願いしたい。というところでまとめさせていただきましたが、それでよろしいですか。それではありがとうございました。

議事につきましては以上です。

18年度の主要な事業の進捗状況について御報告願います。

NPO活動促進室 櫻井主任主査

はじめに、NPO法施行事務ですが、平

成18年度は平成19年1月末現在で、49法人の認証を行いました。

この結果、宮城県が認証した法人数は平成19年1月末現在で456法人となっています。うち、解散法人は22法人、所轄庁変更は3法人ありまして、宮城県が所轄する法人は431法人となっております。

次に、民間非営利活動促進委員会ですが、昨年4月に開催し、平成17年度の主な実施事業及び平成18年度の主な事業計画について報告しております。

次に、財政的な支援制度についてですが、みやぎNPO夢ファンド事業では人材育成支援プログラムでは7団体に対し104万円、ステップアップ支援プログラムは3団体に対し300万円、スタートアップ支援プログラムでは7団体に130万円を助成決定しておりましたが、一部の団体について、返還等がありました。2ページをお開き願います。ステップアップ支援プログラムの仙台夜まわりグループにつきましては、仙台市からの助成を受けることとなり、「市町村からの助成・補助を受けていない事業であること」の条件を満たさなくなるため、助成中止となります。

スタートアップ支援プログラムのみやぎ「こうでねいと」については、助成事業の主催団体が他の団体になっていたことから、「主催する事業であること」の条件を満たさなくなります。同じくTERAKOYAについては、再三の連絡要請に対し音信が無く、助成規程に定める報告会を欠席するなど、助成規程に違反することから、助成金返還の方向で手続きをとることとしております。また、みやぎダンスについては、仙台市市民文化事業団の助成金を受けることとなり、同事業団が主催者となり助成条件を満たさなくなることから助成中止となります。グリーンライフ東北につきましては、総事業費の減少に伴い、助成率5分の

4で助成額15万円から20万円を満たさなくなることから助成中止となります。

さらに、人材育成支援プログラムの2団体から精算の結果、合計で4万円が返還される予定であります。

1ページに戻りまして

平成17年度からスタートしたみやぎNPOサポートローンにつきましては、2団体に対し1,200万円の貸付を行っております。

次に、県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業として、平成16年度からの貸し付け3施設、平成17年度からの貸し付け3施設について、NPOに継続して貸し付けております。

なお、本事業とは別に、旧保育専門学院寄宿舍を貸し付けております。

次に、NPOマネジメントサポート事業についてですが、NPOのマネジメント能力の向上を図るNPOマネジメント・セミナーでは、皆様に配付しておりますパンフレットに記載されておりますとおり、NPOと行政との協働や組織作りから会計に至るまでのNPO基礎講座を県内各地域で19回実施しました。また、中間支援型NPO職員のスキルアップを目的とした中間支援センター・スキルアップ事業を実施し、人材育成の促進に努めました。

次に、NPOと県のパートナーシップの確立を目指し、県事業のNPOへの業務委託を推進する、NPO推進事業として、14事業で20件の契約となっております。詳細につきましては、3ページと4ページに記載のとおりです。

みやぎNPOプラザの運営・管理につきましては、5ページを御覧ください。

みやぎNPOプラザにつきましては、平成17年4月から指定管理者による管理運営が行われております。

内容につきましては、プラザ開館5周年事業として、榴ヶ岡NPOをむすび市を開催し、ボランティアとNPOとのマッチング会等を実施しております。

次に、18年度の利用状況は、平成17年度と比較して、電話問い合わせや事務ブース等の利用が減少し、交流サロン利用やレストラン等の利用が増加しております。全体では17年度の同時期よりもわずかに増加しております。

NPO結サロンについては、申込が無い状況でしたが、1月25日にみやぎNPOプラザ利用者懇談会が開催されております。

また、無料相談対応としては、NPO等窓口相談対応としてNPO法人の申請や団体立ち上げ等に関する相談に対応したり、会計・労務・団体運営の相談等を実施しました。

さらに、人材育成や財務会計講座をそれぞれ年間12回開催する予定であります。講座内容につきましては、7ページ・8ページに記載しております。

地域交流事業としては、2月から3月にかけてNPOキャラバンを実施し、仙台をのぞく県域でのNPO理解の促進と地元団体間のネットワークの拡充に努めることとしております。

最後に、みやぎNPO情報ネット運用ですが、通常版への平成18年12月末の訪問者は、17年度の同時期と比較して、増加しております。メールマガジンの登録数は53件となっております。また、広報誌として、プラザ情報誌「One to One」の発行や月刊杜の伝言板ゆるるにプラザページを設けております。

平成18年度事業の進捗状況は以上ございます。

山田会長

これで議事等を終了させていただきます。後は事務局の方でよろしく申し上げます。

NPO活動促進室 櫻井主任主査

今回の促進委員会につきましては、4月以降に日程を調整させていただきますので、よろしく申し上げます。

本日の報酬等につきましては、事前に連絡いただいております口座に振り込みますので確認をお願いします。

NPO活動促進室 中村補佐

長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、促進委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。